

児童手当の制度と受給手続きについて

「児童手当」とは、中学校修了前までの児童（15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に貢献するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とした制度です。

請求者 (受給者)	ご家庭での生計中心者 (原則、収入が高く、税法上扶養している方や、児童と同一の健康保険に加入されている方になります。)	
対象児童 及び 支給月額	所得制限額未満の方	
	・0～3歳未満	一律15,000円
	・3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
・3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円	
・中学生	一律10,000円	
	所得制限額以上所得上限限度額以内の方 (当面の間の特例給付)	一律 5,000円
	所得上限限度額以上の方	支給なし
	※子の年長者(18歳到達後の最初の3月31日まで対象)から第1子、第2子・・・と数えます。	
所得制限額	扶養親族等の人数により異なりますので、窓口へお問い合わせください。	
支払時期	6月、10月、2月の各月10日に支給(支給日が土日、祝日の場合はその前日) ※各前月までの分を支払い(例)6月10日には、2～5月分の手当を支払いします。	
請求手続き	お近くの役場窓口へ次のものを持参してください。 ・請求者名義の普通貯金通帳 ・請求者及び配偶者等のマイナンバー(個人番号カード又は通知カード) ※「通知カード」をご提示される方は運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。 ・請求者及び児童の健康保険証(日高町国保加入者の場合は不要) 上記のほかにも必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	
注意事項	・公務員の方は勤務先へ請求してください。 ・原則として、認定請求した翌月からの受給となりますので、忘れずに手続きしてください。 ・受給認定されている方でも対象児童が増えた方などは手続きが必要です。	

令和4年度より「現況届」の提出が不要になります

児童手当継続支給のため、例年6月に「現況届」を提出いただいておりましたが、令和4年度より現況を公簿等で確認できることとなりましたので、「現況届」の提出が不要となります。

ただし、以下の方は、引き続き「現況届」の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が日高町と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方



☎ 役場子育て健康課 子育て支援グループ ☎ 01456-2-6183
総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173

札幌弁護士会ひだか弁護士相談センター 無料法律相談

門別地区相談所での開催	
7月の相談日・・・	
26日(火)	
※毎月第4火曜日開催予定	
○事前予約制	
☎0146-42-8373 (ひだか弁護士相談センター)	
○予約時間 平日の午前10時～午後4時	
○相談時間 午後1時30分～午後4時	
○相談場所	
門別総合市民センター 1階 会議室 日高町富川東6丁目3番1号	

新ひだか町での開催		
7月の相談日・・・		
4日(月)	6日(水)	11日(月)
13日(水)	20日(水)	25日(月)
27日(水)		
○事前予約制		
☎0146-42-8373 (ひだか弁護士相談センター)		
○予約時間 平日の午前10時～午後4時		
○相談時間 午後1時～午後3時		
○相談場所		
ひだか弁護士相談センター 新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号		

平取町での開催	
7月の相談日・・・12日(火) 午後1時30分～午後3時	
26日(火) 午前10時30分～正午	
○事前予約制 ☎01457-2-2222 (平取町役場まちづくり課広報広聴係)	
○予約時間 平日の午前9時～午後5時	
○相談場所 ふれあいセンターびらとり (平取町本町35番地1)	

基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合は、お待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。

新型コロナウイルス感染症の発生状況により、開催内容を変更する場合があります。

問 ひだか弁護士相談センター	☎ 0146-42-8373
役場住民生活課 住民・年金グループ	☎ 01456-2-6182

令和4年度 中学2年生のピロリ菌検査・除菌支援事業（救済措置）

町では、胃がん対策の充実のため、「中学生のピロリ菌検査・除菌支援事業」を実施しています。ピロリ菌を除菌することで胃がんの発症を大幅に減らすことができるといわれています。対象になる方は、ご家族とよくご相談のうえ、検査・除菌治療を受けましょう。

対象者	日高町外の中学校に通学する中学2年生で、町内に住民登録のある方。 日高町内の中学校に通学する中学2年生で、今年度のピロリ菌検査を受けていない方。
申込締切	令和4年7月15日(金)まで
その他	成人のピロリ菌検査については、10月・11月集団検診にて検査できます。(広報8月号でお知らせします)

問 役場子育て健康課 健康増進グループ	☎ 01456-2-6571
総合支所地域住民課 健康・介護グループ	☎ 01457-6-3173